

高齢者等の見守り活動のための通報の基準等について

平成 30 年 11 月 19 日

上田市高齢者等見守りネットワーク会議

上田市高齢者等見守りネットワーク会議の構成員である事業所等の見守り活動における通報の基準、通報先等必要な事項について以下のとおり定めたので、協力事業所等は、これによりご協力をお願いいたします。

1 通報の基準

(1) 明らかな異変の場合

- ア 対象者が傷病の状態である → 消防署 (119)
- イ 対象者が死亡している状態である → 警察署 (110)
- ウ 家の中で倒れていたり、呼びかけに応じない状態である
→ 警察署 (110)・消防署 (119)

(2) 異変が疑われる場合

以下の状態を発見した場合には、別紙の通報先に電話で連絡をお願いします。

- ア 玄関や郵便受けに新聞や郵便物が数日間溜まっている。
- イ 数日にわたって庭先に洗濯物が干したままである。
- ウ 幾晩も続けて屋内の電灯が点灯しない。
- エ 日中、または深夜に電灯が点灯したままである。
- オ その他日常と明らかに様子が違う状況が見受けられる。※
※その他日常と明らかに様子が違う状況とは
 - ・各種メーターの増減が通常と極端に異なる状態である。
 - ・家から悪臭・異音がする状態である。
 - ・カーテンが閉まったままになっている。
 - ・玄関のドアが開いたままになっている。
 - ・ペットの様子がいつもと違う（えさをもらっていない）。 など

(3) 上田市の受託事業者の場合

委託仕様書のとおりとする。

2 通報先 別紙通報先一覧のとおり (※上田市・地域包括連絡先一覧)

3 個人情報の保護

本活動のすべての実施主体は、本活動の実施に当たり個人情報の保護に配慮するとともに、知り得た情報は外部に漏らしてはならない。

4 行方不明者捜索への協力

認知症や災害などによる行方不明者の捜索について、ご家族などから消防署あて市民に周知して欲しい旨依頼があり、上田市メール配信サービス※（上田市ツイッター含む）により、行方不明者情報が発出された場合には、可能な範囲内で捜索にご協力をお願いします。（協定外の内容であり任意のご協力）※メール配信は登録が必要です。